

夜間金庫利用規定

1 (利用目的)

夜間金庫は、窓口営業時間外に、敦賀信用金庫（以下「信用金庫」という。）における夜間金庫利用者本人（以下「利用者」という。）名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するために利用してください。

2 (貸与物)

夜間金庫の利用に際し、次のものを貸与します。

- ① 夜間金庫投入口用鍵またはカード（以下「鍵」という。）
- ② 夜間金庫投入用靴（以下「投入靴」という。）
- ③ 投入靴用鍵（正）

3 (利用方法)

- (1) 夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、入金票および通帳等とともに、投入靴に入れ、施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には口座名義、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金票の日付は、記入日を記入してください。
- (3) 投入靴を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

4 (預金への受入処理)

- (1) 夜間金庫に投入された投入靴内の現金・証券類は、投入日の翌営業日の窓口営業時間開始後、信用金庫所定の手続きにより金額を確認のうえ、指定の預金口座に入金しますので、遅滞なく入金額を確認してください。
- (2) 複数入金がある場合の預金口座への入金の順番指定、摘要の入力指定はできません。
- (3) (1) 項の取り扱いにあたり、入金票に記載された金額が信用金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合は、信用金庫で確認した金額により受入処理するものとします。この処理をしたうえは、信用金庫はその責任を負いません。

5 (投入靴等の返却)

投入靴等は信用金庫の受入手続終了後に返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

6 (鍵の保管等)

- (1) 鍵は利用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 投入靴用鍵正副2個のうち、正鍵は利用者が、副鍵は信用金庫が保管し、投入靴の開閉に使用します。

7 (鍵、投入靴等の紛失、破損)

鍵、投入靴および投入靴用鍵（正）を紛失したとき、または破損したときは、直ちに書面で信用金庫に届けてください。なお、この場合、修理費・錠前等の取り替えに要する費用を負担してください。

8 (損害の負担等)

夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他不可抗力による損害、夜間金庫投入口扉の不完全な閉扉、投入靴の不完全な施錠、その他信用金庫の責めによらない事由により生じた損害については、信用金庫は責任を負いません。また、夜間金庫について第1に定める目的以外の利用により損害が生じても信用金庫は責任を負いません。

9 (手数料)

- (1) 夜間金庫の利用手数料は、信用金庫所定の金額を毎月所定の日に口座振替の方法でお支払いいただきます。
- (2) 投入靴の貸与手数料については、契約時または変更時に信用金庫所定の方法でお支払いいただきます。
- (3) 入金帳代金は、信用金庫所定の金額を入金帳発行時に口座振替の方法でお支払いいただきます。
- (4) 利用手数料は1か月先払いですが、解約時の日割り計算はしません。

10 (解約等)

- (1) この契約は利用者の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、鍵、投入靴および投入靴用鍵を直ちに信用金庫に返却してください。
- (2) 次の各号の一に該当する場合は、信用金庫は利用者には通知することなく、解約することができるものとします。
 - ① 利用者の預金取引口座が解約されたとき。

- ② 利用者の責めに帰すべき事由もしくは第2に定めるもの以外の受入等により信用金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (3) 次の各号の一に該当する場合は、信用金庫は利用者へ通知することにより、解約することができるものとします。
- ① 利用者が夜間金庫利用規定に違反したとき。
 - ② 店舗の改築閉鎖、その他相当の事由があるとき。

11 (譲渡・転貸等の禁止)

夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。また、鍵、投入鞆および投入鞆用鍵についても同様とします。

12 (規定の準用)

この規定に定めのない事項につきましては、信用金庫当座勘定規定、普通預金規定その他の該当する規定により取り扱います。

13 (規定の変更等)

当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上

2022年11月1日改定